

「Industry Eye」 第8回 ミドルマーケット* 「地方創生の推進と中堅企業による M&A」

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

ミドルマーケット担当

シニアヴァイスプレジデント 上田 眞

I. はじめに

安倍政権の重点政策の一つとして推進されている「地方創生」に関連し、各種法案・支援措置の整備が進められている。本稿では、地方創生の経済面での主役となる中堅企業の抱えている経営課題に目を向け、その解決手段の一つとしての『M&A』に関する地方での現状に言及する。

また、今後中堅企業の M&A を活性化すべく供給されるリスクマネーの一翼を担うものとして、「地方創生」の施策のなかで中堅企業に対する経済対策として打ち出されている政府（政府系金融機関・官民ファンド）による投融資機能についても、その制度・資金規模を概括することとしたい。

II. 中堅企業の抱える経営課題と M&A

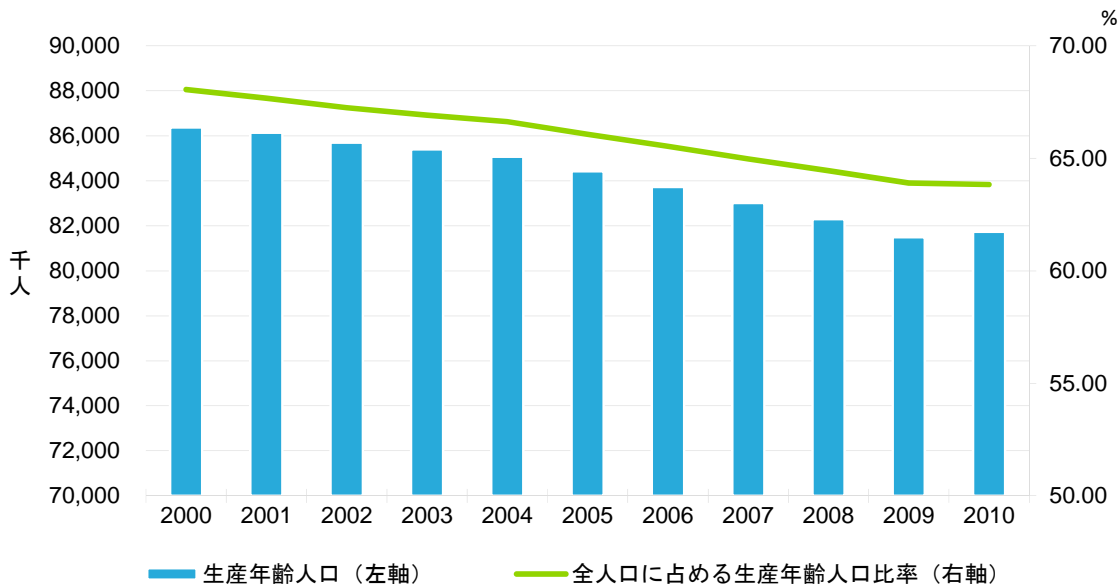
1. 中堅企業の抱える経営課題

「地方創生」が政権課題に掲げられる背景には、日本全体が抱える課題としての人口減、特に経済活動に着目した際の働き手となる生産年齢人口（15 歳～64 歳）の急速な減少がある（図表 1）。

この生産年齢人口の減少トレンドは、足もとの景気の回復とも相まって、地域経済の主役である中堅・中小企業における従業員の不足感の高まりを早くも醸成しつつあることが窺える（図表 2）。

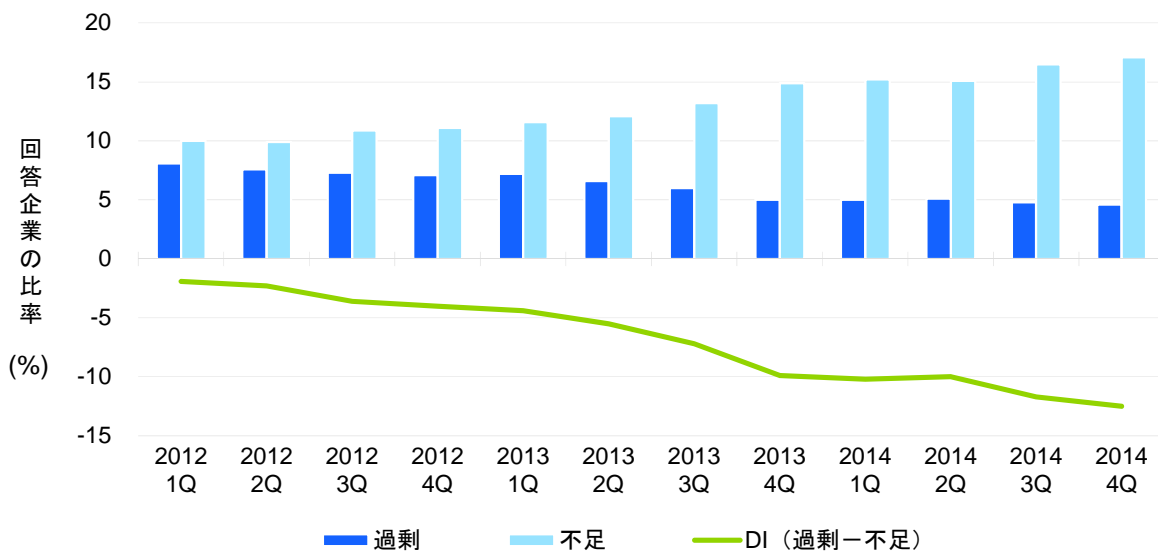
* ミドルマーケットとは、中堅企業や地域金融機関を主要プレイヤーとする市場のことを意味します。

図表 1: 生産年齢人口の推移



出典: 国勢調査、人口推計よりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社作成

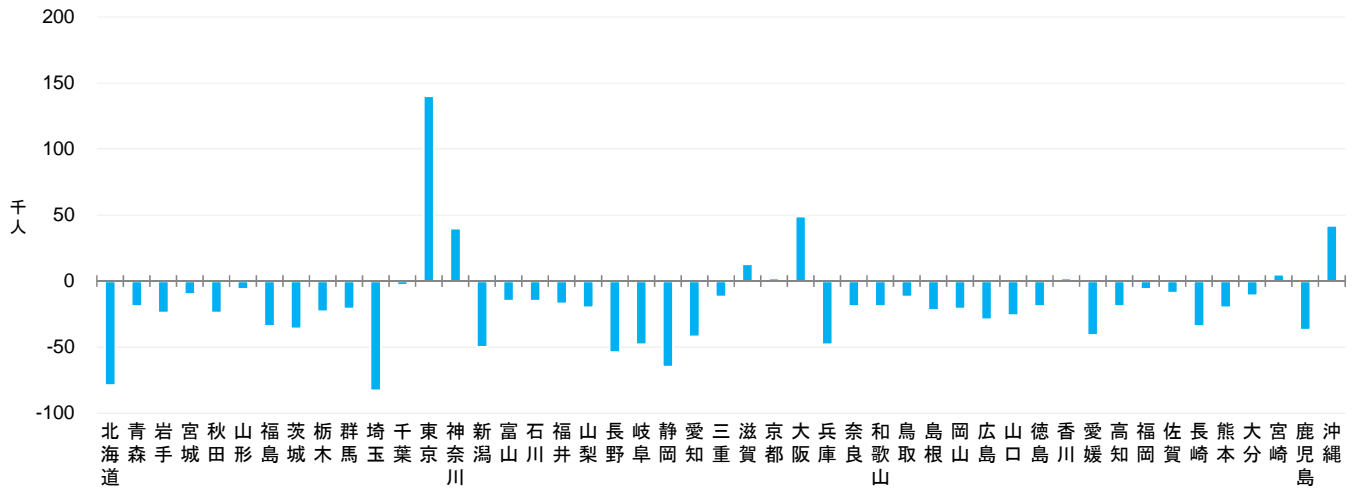
図表 2: 中小企業における従業員数の過剰・不足感



出典: 中小企業景況調査資料(独立行政法人中小企業基盤整備機構公表)よりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社作成

労働人口の減少と並行して、首都圏への労働力の流入／他府県の労働力の流出が続いており(図表 3)、特に地域の中堅企業にとっては従業員不足感は今後より強まっていくものと推測される。

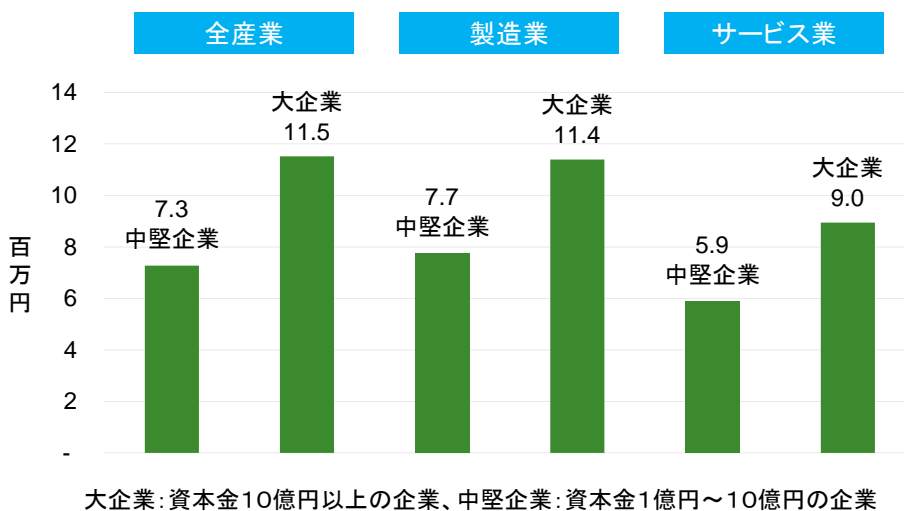
図表 3: 2008 年から 2013 年にかけての都道府県別就業者数推移



出典: 総務省統計局労働力調査資料よりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社作成

かかる労働力不足が予想されるなかで、中堅企業が高い収益性・持続的な成長を遂げるためには、従業員一人当たりの生産性を高めることを念頭に経営を進めなければならない。しかし、足もとの大企業と中堅企業の生産性には大きな隔りがあるのが現状である(図表 4)

図表 4: 一人当たり付加価値額の比較



出典: 平成 24 年度法人企業統計年報よりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社作成

これは大企業が中堅企業に比し、

- ① 生産性向上に繋がる大規模な設備投資実施のための資金余力があること
- ② 業界再編・垂直統合など生産性の向上に繋がる M&A が進展していること
- ③ 海外進出の機会が多く、日本国内に比して超過利潤の獲得機会に恵まれていること

などがその背景にあると言えよう。

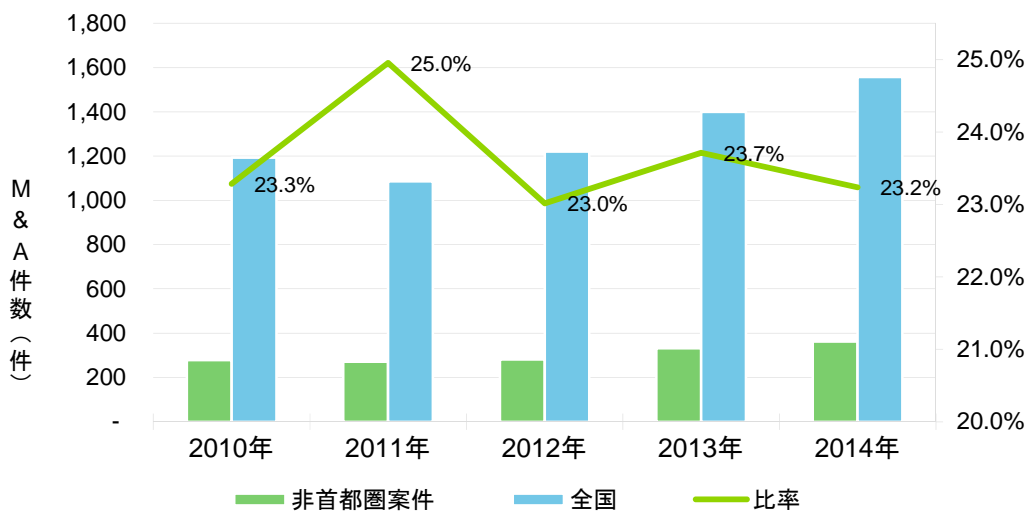
これら大企業と中堅企業の格差要因のうち、国内市場が縮小するなかで単独で設備投資を実施することにはリスクが伴い、また同様に単独で新規海外進出を試みることも相対的に困難なことが予想される。今後、中堅企業が生産性を高め成長を持続させていくためには、中堅企業同士が M&A を通じて統合し、バリューチェーン拡大・市場シェア拡大・生産／開発技術の統合等の成果を追求する必要があると考える。

2. M&A に関する地方の現状

地方創生の観点から M&A を俯瞰した場合、M&A の実施件数ベースで首都圏(1 都 3 県)を主とする全国と首都圏以外の地域とを比較すると、首都圏以外のエリアにおいても直近5年 M&A 件数は漸増しているが、全国での案件数の伸び率には至っていない。

全国の場合、全国の案件数に占める非首都圏の割合は、2011 年の約 25%をピークに 2014 年では 23%に低下しており、約 77%の案件が首都圏で発生している偏在状況にある(図表 5)。

図表 5: 全国の M&A (IN-IN) 件数および首都圏企業が関与しない M&A 件数推移



出典: レコフ M&A データベースよりデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社作成

地方経済の牽引役である中堅企業が実力を高めていく中で、M&A による潜在的成長機会が多いと言えるであろう。

III. 中堅企業による M&A の呼び水としての政府(政府系金融機関・官民ファンド)によるリスクマネー供給

1. 施策一覧

地方創生の施策のなかで、地方中堅企業に対する M&A を含んだ成長資金提供の枠組は複数用意されており、今後も更なる拡充が見込まれる。

これまでに公表されている主な制度について取り纏めると以下のとおりとなる。

図表 6: 地方中堅企業による活用を視野に入れた政府による成長資金提供の枠組

拠出者	制度名／制度概要	資金枠(※1)
日本政策投資銀行	競争力強化ファンド	1,500 億円
商工中金	グローバルニッチトップ支援貸付制度	150 億円
	地域中核企業支援貸付制度	50 億円
日本政策金融公庫	事業承継・集約・活性化支援資金 挑戦支援資本強化特例制度 等	—
中小企業基盤整備機構	ファンド出資事業における LP 出資	各ファンド設定額による
地域経済活性化支援機構	中核企業活性化ファンド	300 億円
海外需要開拓支援機構	海外需要開拓支援機構による個別企業への投資	900 億円
各地方銀行	各地銀の組成する地方創生ファンド	各ファンド設定額による

(※1: 各種公表ベース。一部公表の無いものについては、財政投融资および産業投資特別会計予算枠から推計)

出典: 各公表資料より、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社作成

制度の多くは政府系金融機関およびいわゆる官民ファンドを通じたものであり、資金使途は設備投資・海外展開資金から M&A に活用可能なものまで、幅広く用意されている。

また金額規模としても、企業および案件規模に応じて、数億～数十億円まで幅広い範囲での投融资が期待出来る制度のラインナップとなっている。

IV. おわりに

労働人口の減少を迎えるに際し、また日本企業の大多数を占める中堅企業が活性化し日本経済の成長低迷を打破するために、今後これら資金が地域中堅企業の M&A に積極活用され、中堅企業の生産性向上を促進することに期待したい。

『参考文献・文書』

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域経済の現状と将来について(財務省)
- なぜローカル経済から日本は甦るのか(富山和彦 著)
- 官民ファンドの運営に係るガイドライン
- 官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告(第一回・第二回)

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。